

大分市公共施設使用料算定基準

令和7年3月

大分市

大分市公共施設使用料算定基準 目 次

1. 基本的な考え方	1
1. 1 本市の課題と基準策定の目的	1
1. 2 検討体制	1
1. 3 使用料算定の基本方針	2
1. 4 対象施設	3
2. 使用料算定の考え方	4
2. 1 使用料算定の基本的な考え方	4
2. 2 使用料の原価に含む主な項目	4
2. 3 使用料の算定方法	6
2. 4 使用料の算定における留意事項	7
2. 5 その他	10
3. 受益者負担割合の設定	11
3. 1 性質別分類の考え方	11
3. 2 性質別分類による受益者負担割合	13

1. 基本的な考え方

1.1 本市の課題と基準策定の目的

本市では、昭和39年の新産都指定以降、人口の急増に伴い学校、市営住宅をはじめとした公共建築物や、道路、橋りょう等のインフラ資産を整備してきましたが、これらの多くが整備後30年以上経過し、今後は維持管理・修繕等多額の経費が必要になることが見込まれます。

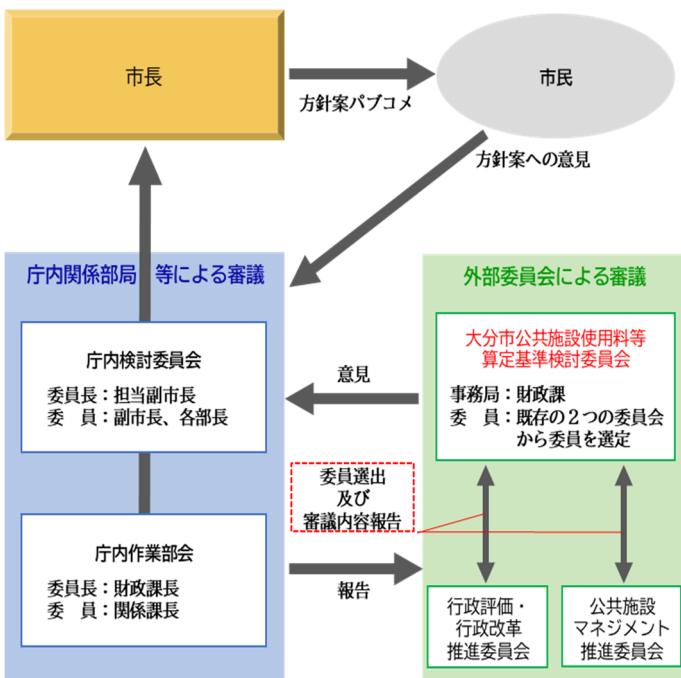
施設を継続して運営していくためには、維持管理及び運営費用（以下「管理運営経費」という。）が必要となります。施設の利用にあたり、その対価として利用者から使用料等を徴収していますが、使用料だけでは全ての管理運営経費を賄うことができないため、差額は市民の税金による負担となります。

本市における施設使用料は、これまで統一された設定基準がなく、他の類似施設を参考にするなど、施設ごとにそれぞれの考え方で料金設定が行われてきました。

今後、施設の老朽化が進み、維持補修も含めた管理運営経費の増加が想定されることから、管理運営経費や利用実態など踏まえ、利用者と未利用者との負担の公平性・公正性を確保するため、施設分類ごとの受益者負担割合や統一的な基準に基づいた算定根拠や定期的な見直しに関する考え方を整理した基準を策定し、施設使用料の見直しを行います。

1.2 檢討体制

【全体の体制】



【庁内の体制】

	検討委員会（部長級）
	【委員長】財務部担当副市長
	【委員】
	副市長 総務部長 企画部長 財務部長 市民部長
	福祉保健部長 子どもすこやか部長 環境部長
	商工労働観光部長 農林水産部長 土木建築部長
	都市計画部長 教育部長 消防局長 上下水道部長
	作業部会（課長級）
	【部会長】財政課長
	【副部会長】企画課長
	【部会員】
管財課 スポーツ振興課 文化振興課 市民協働推進課 市民課	
社会教育課 学校施設課 文化財課 美術振興課 観光課	
創業経営支援課 まちなみ企画課 まちなみ整備課 福祉保健課	
障害福祉課 健康課	

1.3 使用料算定の基本方針

①受益者負担の原則

公共施設の管理運営コストを全て税金等によって賄った場合、これらを利用しない市民も間接的に経費を負担していることとなり、公平性に欠けるといえます。そこで施設を利用する人と利用しない人との公平性を確保するため、施設利用の対価として受益者に応分の負担を求めます。

②使用料算定方法の明確化

施設利用者に応分の負担を求めるにあたっては、施設の維持に係るコストを明らかにするとともに、算定方法を明確にして透明性を確保します。

③定期的な使用料の見直し

適正な受益者負担を維持するため、原則5年ごとに使用料の見直しを実施します。

ただし、社会経済情勢の変化や、施設の運営方法の変更がある場合は、周期を待たずに対宜見直しを実施することとします。

1.4

対象施設

使用料を徴収することができる公共施設を対象としますが、次に掲げるものは対象外とします。

(1) 使用料の額または算定方法が、国や県の基準、法令等により定められているもの

(例) 市営住宅、保育所、図書館など

(2) 本基準による算定方式が、施設の性質上適さないもの

(例) 道路の占用料、公営企業（上下水道、公設卸売市場）の使用料など

(3) 無料での提供を前提とするもの

(例) 公園、道路

【対象施設】

大分類	中分類	対象施設
公民館 ホール施設	地区公民館	13地区公民館
	文化施設	ホルトホール大分、コンパルホール、能楽堂、宇曽山荘
社会教育施設	美術館等	美術館、アートプラザ、チャイルドハウス
	資料館等	歴史資料館、海部古墳資料館、埋蔵文化財保存活用センター
	その他	関崎海星館、のつはる少年自然の家、のつはる西部の楽校、河原内陶芸楽習館
教育施設	学校	体育館、運動場等
スポーツ レクリエーション 施設	スポーツ施設	陸上競技場、運動公園、体育館、野球場、球技場、運動場、テニスコート、プール、トレーニング施設、弓道場、相撲場
	レクリエーション 施設	キャンプ場
保健・福祉施設	保健施設	丹生温泉
	福祉施設	ホルトホール大分(ウォーキングプール、福祉交流ひろば)
産業・観光施設	産業施設	ホルトホール大分(産業活性化プラザ)
	観光施設	高崎山自然動物園、おさる館(研修室)
行政施設	庁舎等	鶴崎市民行政センター、植田市民行政センター、野津原市民センター
その他施設	その他施設	葬斎場、大分いこいの道広場、祝祭の広場、大分駅前広場、高崎山駐車場 線路敷ボードウォーク広場、六坊グリーンウォーク広場

2.

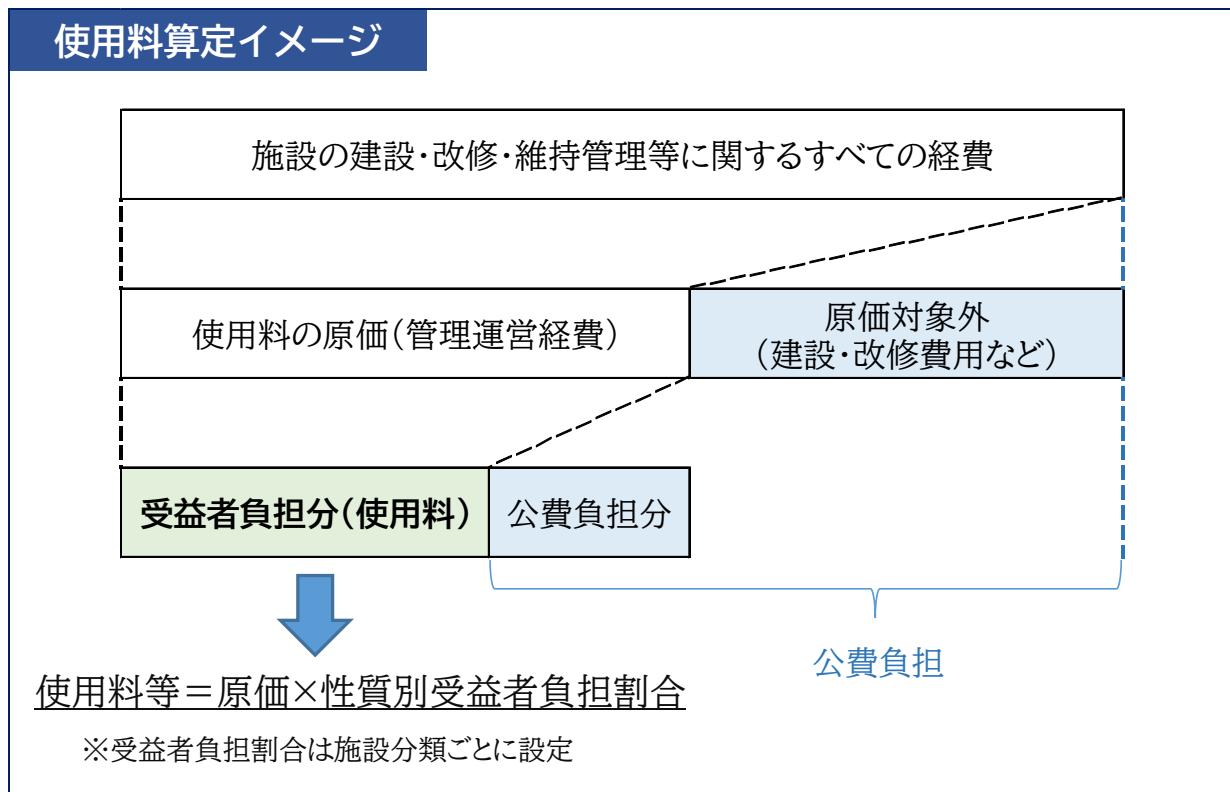
使用料算定の考え方

2.1

使用料算定の基本的な考え方

施設に係る経費には、「建設時及び大規模改修に係る経費」、「災害等により臨時に係る経費」、「管理運営経費」があります。

使用料算定にあたっては、「管理運営経費」を受益者に求める使用料の原価とし、施設の設置目的や行政サービスに応じて設定した「受益者負担割合」を乗じて行うことを基本とします。



2.2

使用料の原価に含む主な項目

使用料の原価は、施設の管理運営経費に直接的に要する「人件費」および「物件費」とします。

公共施設は住民の福祉を増進する目的をもって設置された市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であるため、建設や大規模改修に要する経費（減価償却費）や資本形成（土地取得等）に起因する経費は原価の対象外とします。

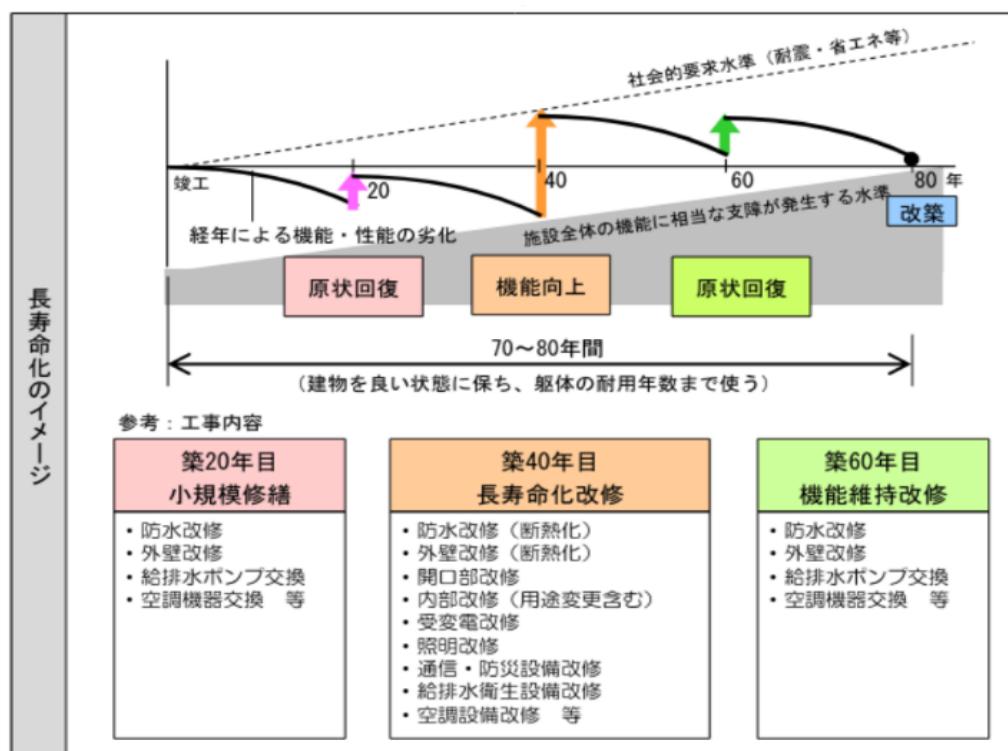
災害等で発生した臨時の経費についても、利用者へ負担を求めることが適切でないため、原価対象外とします。

【使用料の原価に含む項目】

分類	項目	説明
人件費	給料	サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員の人件費
	職員手当	
	共済費	
物件費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
	委託料	施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び 賃借料	機器の賃借料、土地賃借料等
	備品購入費	事務用機器、器具等備品の購入費
	その他	受益者が負担すべきと考えられる経費

【原価の対象外とする大規模改修に要する経費の基準】

大分市公共施設等総合管理計画における公共施設の長寿命化に資する工事



2.3

使用料の算定方法

使用料は原則として、次の考え方により算出します。

$$\text{使用料等} = \text{原価} \times \text{性質別受益者負担割合}$$

【一室あたりの使用料】

※貸室（ホールや会議室等）など一定のスペースを貸し切りで使用する施設の場合

$$\text{使用料等} = 1\text{m}^2\text{あたりの単価} \times \text{性質別受益者負担割合} \times \text{利用面積} \times \text{利用時間}$$

$$\text{※ } 1\text{m}^2\text{あたりの単価} = \text{原価} \div \text{貸室全体面積} \div \text{年間貸出可能時間}$$

【一人あたりの使用料】

※美術館やプール等不特定多数の個人が同時に利用する施設の場合

$$\text{使用料等} = 1\text{人あたりの単価} \times \text{性質別受益者負担割合}$$

$$\text{※ } 1\text{人あたりの単価} = \text{原価} \div \text{年間目標利用者数}$$



上記の考え方において算定した使用料においても、使用料の額を最終的に決定する際は、その時々の社会情勢を踏まえ、現行の料金とのバランスを考慮しつつ、以下の留意事項を含めて総合的に判断し、調整等を図ることとします。

- (1) 同種・類似のサービスを提供する施設における調整
- (2) 利用実態を勘案した料金設定
- (3) 激変緩和のための調整等
- (4) 付属設備等に係る使用料の設定
- (5) 減免に係る基本的な考え方
- (6) 大分都市圏市町との調整
- (7) 指定管理者制度導入施設の取り扱い

2.4

使用料の算定における留意事項

(1) 同種・類似のサービスを提供する施設における調整

同種・類似のサービスを提供する施設について、公平性の確保のため使用料の均衡を図る必要がある場合は、施設を類型化して算出するなどの調整を図ることが出来るものとします。

【例：公共施設同士の調整の場合】

基準により算定した料金		調整後の料金	
(公共) A体育館	(公共) B体育館	(公共) A体育館	(公共) B体育館
320円/h	370円/h	350円/h	350円/h



【例：公共施設と民間施設の調整の場合】

基準により算定した料金			調整後の料金		
(公共) Aプール	(民間) 1プール	(民間) 2プール	(公共) Aプール	(民間) 1プール	(民間) 2プール
400円/h	300円/h	250円/h	300円/h	300円/h	250円/h



(2) 利用実態等を勘案した料金設定

ア) 営利目的、非営利目的別

営利目的で利用する場合または入場料を徴する場合は、使用者が享受する利益が大きいことを踏まえ、使用料等の増額の設定ができるものとします。

営利目的等に関する使用料については、施設の設置目的や特性を鑑みて設定することとします。

【導入事例1：ホルトホール大分（市民ホール）】

区分	使用料					
	午前	午後	夜間	全日	延長	
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	12時～13時 17時～18時	
大ホール（ホワイエ含む）【収容人数】1,201名						
平日 入 場 料 等	徴収しない	32,580円	43,370円	52,070円	108,850円	10,900円
	1円以上 1,000円以下	46,510円	62,020円	74,380円	155,470円	15,510円
	1,001円以上 2,000円以下	65,160円	86,850円	104,130円	217,700円	21,690円
	2,001円以上 3,000円以下	74,380円	99,210円	119,010円	248,710円	24,830円
	3,001円以上	83,710円	111,680円	133,890円	279,820円	27,870円

【導入事例2：祝祭の広場】

全面 (2,530平米)	午前 午前9時から 午後1時	午後 午後1時から 午後5時	夜間 午後5時から 午後9時	午前午後 午前9時から 午後9時	午後夜間 午後1時から 午後9時	全日 午前9時から 午後9時
一般利用	9,750円	9,750円	9,750円	19,500円	19,500円	29,250円
商業利用	41,800円	41,800円	41,800円	83,600円	83,600円	125,400円

イ) その他合理的な理由によるもの

市民利用の促進等その他合理的な理由がある場合は、政策的に使用料等の格差（こども料金等）を設定できるものとします。

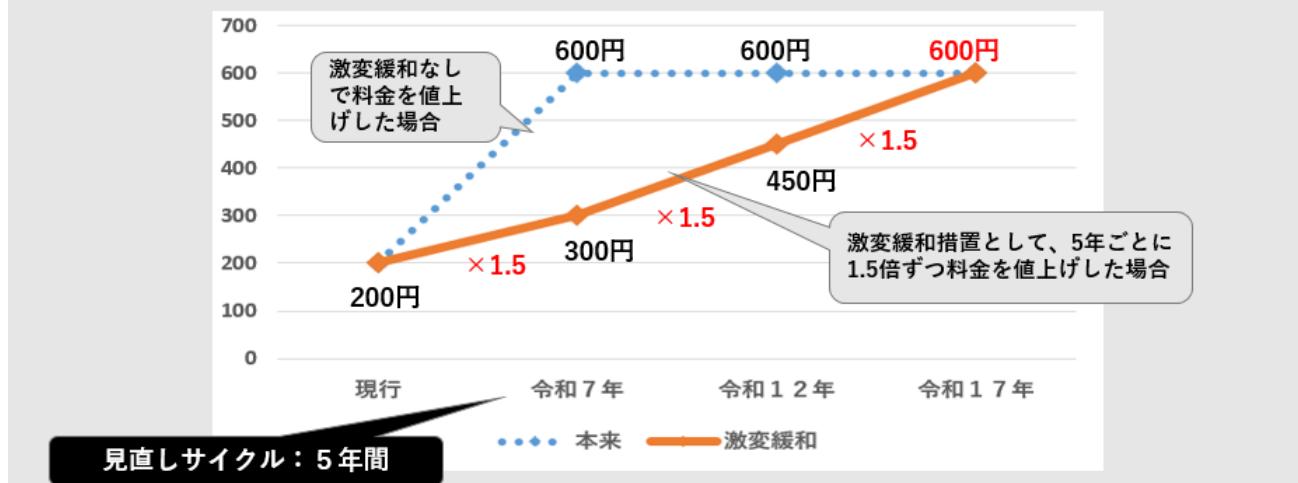
(3) 激変緩和のための調整等

基準に基づき算定した使用料と現状における使用料の乖離が著しく大きく、使用料の大幅な改定が必要な場合、利用者の負担が急激に増加し、当該施設の利用の低下が想定されます。

これを緩和するため、改定後の料金に**激変緩和措置（上限は1.5倍まで）**を設けることができるものとします。

また、定期的な見直しのタイミングにおいて、基準に基づき算定した使用料へと徐々に近づけていくものとします。

例：現行使用料金200円の施設が、基準に基づき算定した場合600円となる場合。



(4) 付属設備等に係る使用料の設定

付属設備や貸出し備品等に係る使用料については、統一的な基準による料金算定が困難であることから、当該使用料を算定する場合は、施設の設置目的と特性に応じて、受益者負担の原則に基づいた個別の算定方法により適切な料金を設定するものとします。

施設利用の際に使用するかどうかを選択できる付属設備(冷暖房設備、照明設備など)にかかる経費は、基本的には、施設使用料の算定に用いる施設全体の原価(コスト)に含まれる。

$$\text{使用料} = \boxed{\text{原価(コスト)}} \times \text{受益者負担}$$

維持管理費 事業運営費	人にかかる経費	サービスの提供や施設を維持管理する業務に直接従事する職員に要する費用
	物にかかる経費	サービスの提供や施設を維持管理するための物品の購入や施設の修理等に要する費用

冷暖房設備や照明設備などの維持管理にかかる経費も含む

✓「体育館」や「会議室」の冷暖房設備の使用料は、利用者の体調管理等の観点から、施設使用料に含める形で徴収する。

✓一方、「屋外スポーツ施設」の照明設備の使用料は、特定の用途・時間でしか利用されないため、別途徴収する。

ただし使用料の二重徴収とならないようにするため、これらの施設使用料は、全体の原価(コスト)から、当該設備の維持管理に要するコストを控除して算定を行う。

設備使用料を別途徴収しない場合

$$\text{施設使用料} = \boxed{\text{全体のコスト}} \times \text{受益者負担割合}$$

→ 見直し後の使用料は、設備使用料を含めた額

設備使用料を別途徴収する場合

$$\text{施設使用料} = \boxed{\text{全体のコスト} - \text{設備に要するコスト}} \times \text{受益者負担割合}$$

→ 見直し後の使用料は、設備使用料を除いた額

(5) 減免に係る基本的な考え方

使用料については、それぞれの公共施設ごとに一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱いを行っています。

使用料の減免は、本来、政策的な理由などにより特例的に行うべきものであります。一部の施設では、条例で定められた使用料を徴収する件数よりも、減免を行う件数の方が多い状況となっています。

しかし、減免措置はあくまで例外であり、際限なく広がることは「受益者負担の原則」に反することとなります。

そのため、市は、使用料の見直しに併せて、減免の適用事由についても統一的な基準を定め、減免が真に必要と認められるものに限定していくこととします。

《統一的な減免基準》

減免の対象となる活動		減免割合 (上限)
①	市が主催または共催する行事や活動で使用する場合	100%
②	公益的な団体または市が事業支援(市が補助金の交付や団体の事務局を持つ)する団体が使用する場合	100%
③	施設の設置目的に合致する活動や市の施策や事業に関連する公益性の高い活動(市が事業支援しないもの)で使用する場合	50%
④	障がい者やその補助者が使用する場合	100%
⑤	市内の幼稚園・保育所・認定こども園、その他学校教育法に定められている教育施設が使用する場合	100%

※これらの項目以外で減免が必要な場合については、その事象ごとに個別に検討し、減免の判断を行うこととします。

(6) 大分都市圏市町との調整

大分都市圏（大分市、別府市、由布市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、日出町）では、7市1町で締結した連携協約に基づき、住民サービスの分野において、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指しており、その基本連携項目の1つに公の施設の相互利用の促進を掲げています。

公共施設の相互利用の促進を図っていくためにも、大分都市圏市町の料金設定の状況を勘案する中で、適切な料金を定めていく必要があります。

【大分都市圏市町のスポーツ施設の使用料】

施設類型	別府市	由布市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後大野市	日出町	他市平均	他市最高額	大分市 (現行使用料)
野球場	1,148	454	935	1,320	498	289	420	723	1,320	310
野球場(硬式野球場除く)	651	454	550		420	198	420	449	651	310
サッカー・ラグビー場(天然芝)	2,640	1,250				880	1,650	1,605	2,640	2,140
サッカー・ラグビー場(人工芝)	1,980	950						1,465	1,980	1,350
多目的グラウンド(天然芝)	3,198							3,198	3,198	
多目的グラウンド(土)		330	456		215	506	420	385	506	310
テニスコート	440	310	220	110	220	330	270	271	440	160
体育館	2,498	1,303	578	1,100	430	682	405	999	2,498	1,204
トレーニングルーム	183		150	110	165	165	110	147	183	128
プール(個人利用)	190	220				165		192	220	160
陸上競技場	2,640	1,250	550		557			1,249	2,640	2,145
弓道場(個人利用)	528		110	110	170			230	528	50
学校ナイター	1,650	1,100	2,200	825				1,444	2,200	1,700
相撲場			110					110	110	50
柔道場・剣道場					220	110		165	220	790
会議室	502	475	235	330	210	220		329	502	605

(7) 指定管理者制度導入施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設については、使用料の算定結果、現行の使用料が変わる場合において、指定管理期間中に利用料金を変えなくてはならない施設もでてくる可能性があります。

利用料金が変わることによって、施設の収入が減る可能性があり、その場合は、市としても指定管理料の変更などの対応をしなければならなくなります。

また、指定管理者との協議が長期化することや、場合によっては折り合わないケースも出てくることが懸念されます。

以上のことから、指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、料金の見直しを実施しますが、指定期間中における使用料等の改正については、指定管理者と協議の上実施するものとし、使用料の改定が困難な場合は、次期の指定管理者を募集する際に実施するものとします。

※指定管理者制度とは

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上、経費の削減、雇用の創出等を図ることを目的とするもの。

2.5

その他

施設の設置形態や利用形態その他の事情により、この基準の算定方法では算定が困難または妥当性を欠くものについては、受益者負担の原則に基づいた個別の算定方法により適切な算定方法を設定できるものとします。

3.

受益者負担割合の設定

3.1

性質別分類の考え方

公共施設は、市民の日常生活に必要で、市場原理のもと提供されにくい施設がある一方、特定の市民が利益を享受し、民間でも類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

設置背景や目的、提供サービス内容を踏まえ、施設の種類ごとに「公的関与の必要性」と「収益可能性」の基準により受益者負担割合を設定します。

【公的関与の必要性】

施設の性格に対して行政がどこまで関与する必要があるかの度合いを示すもの

区分	施設の性格	対象施設
I 高い	<ul style="list-style-type: none">①法律で設置が義務づけられている施設②受益の範囲が不特定多数の市民において、サービスの対価の徴収ができない施設③市民が社会生活を営むうえで必要な生活水準の確保を目的とした施設④市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした施設⑤個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティ・ネット)を整備する施設	<ul style="list-style-type: none">②葬斎場(火葬場)③葬斎場(靈安室・待合室)③地区公民館③庁舎等(市民行政センター、市民センター)⑤福祉施設
II 普通	<ul style="list-style-type: none">⑥市民にとって必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する施設⑦市の施策としてその振興を図ることを前提としたうえで、民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する施設⑧市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした施設⑨特定の市民や団体を対象としたサービスを提供する施設であって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ施設	<ul style="list-style-type: none">⑦社会教育施設⑦保健施設(丹生温泉)⑦スポーツ施設⑦文化施設⑦学校施設⑦産業施設(産業活性化プラザ)⑦その他施設(その他広場)⑧美術館等⑧資料館等⑧観光施設⑧その他施設(集客広場)
III 低い	⑩上記以外の施設	<ul style="list-style-type: none">⑩葬斎場(式場・控室)⑩その他施設(駐車場)

【収益可能性】

施設類型ごとに施設使用料収入額と支出の実績額をもとに収益率を算出し、将来の収益可能性を示すもの

区分	対象施設
A 高い(20%以上)	スポーツ施設、葬斎場(待合室)、観光施設、その他施設(集客広場)、文化施設、葬斎場(式場・控室)、保健施設(丹生温泉)、その他施設(駐車場)
B 普通 (5%～20%未満)	地区公民館、社会教育施設、葬斎場(火葬場)、学校施設、産業施設(産業活性化プラザ)
C 低い(5%未満)	庁舎等(市民行政センター、市民センター)、その他施設(その他広場)、資料館等、美術館等、葬斎場(靈安室)、福祉施設

3.2

性質別分類による受益者負担割合

公共的で民間では提供されにくいが、全ての市民が日常生活に必要なサービスについては、受益者負担割合を低く設定します。

市場的で民間でも類似のサービスが提供され、特定の市民が利用する選択的なサービスについては、受益者負担割合を高く設定します。

【施設ごとの受益者負担割合】

		A I (50~75%程度)	A II (75~100%程度)	A III (100%)
収益可能性 ↑ ↓ 低い	A B C	葬斎場(待合室)	観光施設 文化施設 スポーツ施設 保健施設(温泉施設) その他施設(集客広場)	葬斎場(式場・控室) その他施設(駐車場)
		B I (25~50%程度)	B II (50~75%程度)	B III (75~100%程度)
		葬斎場(火葬場) 地区公民館	社会教育施設 産業施設 (産業活性化プラザ) 学校施設	
		C I (0~25%程度)	C II (25~50%程度)	C III (50~75%程度)
↓ 低い	C	庁舎等 (市民行政センター、 市民センター) 福祉施設 葬斎場(靈安室)	美術館等 資料館等 その他施設 (その他広場)	
		I	II	III
		高い←	公的関与の必要性	→低い